

『万国公法』の運命

——近代における日中間の「思想連関」の観点から——

川 尻 文 彦

一 本稿の目的

従来、国際法（万国公法）の東アジアへの流入の論じる際には、中国を中心とした中華思想的な世界認識が、主権国家をもとにした「対等」な国際関係認識に飲み込まれていく過程として主に思想史的な立場から描くことが有力であった。

そのような研究においては、「万国公法」の普及が、往々にして西洋化が伝統を侵食していく過程であったり、「華夷秩序」観が動揺し「西学」をすこしずつ取り入れ「洋務→変法→革命」の思想史の発展を裏書きするものとしてのみ、描かれるきらいがあった。そのため「万国公法」がもたらした「反響」のひだを多面的に描き切れていないという欠点を有していた。

そのような研究上の空白を埋めるものとして、これまでもいくつかの研究が存在し、「万国公法」の実際の外交交渉の場面における「受容」と「適用」の観点を重視するものがある¹⁾。それは、中国側が西洋列強を論破するために万国公法に習熟し、それを外交交渉の各場面で利用した局面に着目したものである。

もちろん筆者としてはそのような研究の意義を認めるわけであるが、それとは別の角度から『万国公法』を考えなおしてみたいと考える。『万国公法』の出版と流通は清末中国に行われた一連の「西学」の翻訳作業の中に位置づけることが可能であり、そこで行われた「翻訳」は「漢文」という当時の東アジアにおける「共通言語」によってすぐさま幕末の日本（あるいは朝鮮）に伝えられ、受容された。

『万国公法』の「翻訳」についてはすでにいくつかの研究があるが²⁾、私としては『万国公法』が日本と中国でほぼ同時期にいくらか違った形で「受容」され、その「受容」の仕方が、相互の『万国公法』理解に大きな

影響を与えたとの観点から、考察を加えたい。すなわち、「万国公法」や「国際法」の理解やそれらの「概念」の成立に当たって、日本側から見れば中国の存在が、中国の側から見れば日本の存在が、それぞれ不可欠なものとしてあり、両者の相互影響の関係のなかから最終的には「万国公法」とは異なる「国際法」が誕生したとみなせる。

二 ホーイトンの『国際法』

清末の中国における国際法の流入については、すでにいくつかの研究が存在する³⁾。それらに依拠しながら、『万国公法』がどのように翻訳され、受容されたのかを紹介したい。

近代中国が西洋法を輸入するのは、1840年のアヘン戦争の時期にさかのぼる。林則徐はイギリスに対抗するためスイスの法学者バッテル (E. de Vattel) の著作『国際法』の一部を『各国律例』として翻訳した。その後、「滑達爾各国律例」という題で魏源『海国図志』(1852年) 83巻「夷情備采下」に掲載されている。しかしこの翻訳紹介の作業はアヘン戦争により頓挫した。

1860年代以降、「洋務」が本格化するにつれ、外国法の紹介、翻訳が活発化する。梁啓超によれば、1860年代から90年代にかけて、『万国公法』『公会通』『公法便覧』『公法千草』『中国古世公法』『公法総覧』『各国交渉公法』『各国交渉便覧』『比国〔ベルギー〕考察犯罪略』『西洋法冤録』『法国〔フランス〕律例』『新加波〔シンガポール〕刑律』など18種であり、このうち国際公法に属するものは8種、司法裁判に属するものは3種、軍法に属するものは3種、その他4種である⁴⁾。ここから戊戌以前の西洋法の翻訳は、国際法に関するものが中心であったことが分かる。

1850年に中国に着任したマーチン (丁韪良 William A. P. Martin, 1827-1916) が、ヘンリー・ホーイトン (Henry Wheaton, 1785-1848) の *Elements of International Law* を恵頓著『万国公法』として翻訳出版したのは、1864年のことである。ホーイトンの国際法は当時、西洋世界で権威あるものとして受け入れられており、米国公使ウォード (J. E. Ward 在任1858-1861) や次期米国公使バーリングゲーム (A. Burlingame 在任1861-1865) などともマーチンに翻訳を勧めたとされる。

当時の中国の有力政治家であった愛新覺羅奕訢恭親王 (1832-98) の『万

『万国公法』に対する態度は、以下の『万国公法』の公刊をもとめる上奏文に表れている。よく引用されるものであるが、引用する。

「思いますに、外国人は口語であれ文語であれ、中国語の修得を心がけております。なかでも狡猾な者は、中国の典籍の研究に没頭しております。事件が起こって議論になりますと、中国の制度や法律を援用して詰問してまいります。こちらもことあるごとに、むこうの先例に依拠して論破したいと思っておりますが、いかんせん外国の法律はすべて横文字で、まったく読めませんし、同文館の学生にしても、習熟には時間がかかります。西洋諸国が非難があったとき、頃合をみはからって調べましたところ、『万国律令』なる書物があることを知りました。……そんなときちょうど、アメリカの公使パーリングゲームがまいりまして、「各国は『大清律例』を翻訳しました。外国にも通用する法律があつて、中国語が出来るマーチンが最近これを漢文に翻訳しましたので、ご覧に入れることができます」と申しました。⁵⁾

恭親王は『万国公法』の存在を知るにいたった経緯をこのように紹介している。恭親王としては、欧州の万国公法を掌握し使いこなすことによって、中国の権利を守ろうとする意図があつた。

ホイイトンの国際法は、彼の死後も英米で多くの版を重ね、両大戦間にいたるまで権威的な学説として受け入れられた。そのスタンスは、ほぼ同時期に国際法学会の指導的な学者であつたバツテル同様、自然法から実定法への移行期における、両者を折衷する学説（グロチウス学派）を示している。自然法学派は国際法を全世界に適用される普遍的な性格を強調する。実定法学派は国際法をヨーロッパ文明国の所産であり、文明国のみが当事者になるとする。文明国とはキリスト教諸国、マーチンの言葉でいう「教を奉じる国」である⁶⁾。これはヨーロッパの側からいえば、ヨーロッパによる帝国主義的な非ヨーロッパ地域への領土の制服や拡大を容認するものであり、それゆえ当時、多くの支持者を獲得することができたといえよう。

マーチン自身はこの『万国公法』に並々ならぬ自負をもっていた。「おのれの任地と決めた国の福祉を計るのは当然、とまっている宣教師にはまことにふさわしい」仕事であり、「神を知らぬ政府に、神と神の永遠の正義を認めさせるだろう」と信じていたのである⁷⁾。

実際の翻訳作業は、何師孟、李大文、張煒、曹景榮の中国人4名の協力で原稿を作成し、その後、総理衙門の4名の中国人陳欽、李常華、方濬師、

毛鴻図が半年かけて校正をして、1864年4月に完成したとされる。今日ではこれらの中国人の詳細な経歴を探るのは容易ではない。歴史的に無名人たちとなってしまった。マーチン自身がその『万国公法』の凡例で「訳者はただ精義のみを求め……原書にあげられた条例をすべて収録したわけではない。ただし、引証が残雑な個所については少し削ったところがある⁸⁾」と述べるように、逐語訳というよりは「意識」の箇所が目立つと多くの研究者に指摘されている。

『万国公法』の翻訳出版後、1867年に同文館に着任したマーチンは、1884年に離任するまで、『星軺指掌』(1876年、マルティンス)、『公法便覧』(1877年、ウールジー)、『公会法通』(1880年、ブルンチュリ)、『陸地戦例新選』(1883年)、『中国古世公法略論』(1884年)など国際法に関する著作の翻訳や著作を残した⁹⁾。

三 日本での翻刻

マーチンが『万国公法』を翻訳した翌年(1865年)にはすでに開成所から翻刻が出されている。このことは当時の日本において中国を通じた「西学」の受容がきわめて迅速であったことを示している。

この『万国公法』は日本の知識人に熱狂をもって受け入れられ¹⁰⁾、この『万国公法』に対する注釈本や和訳本が多く出された¹¹⁾。

注釈本は、高瀬竜州注解『万国公法蠡管』8冊、明治9年。

和訳本は、鄭右十郎・呉碩三郎共訳『和解万国公法』4冊、慶応4年。堤殻士郎訳『万国公法訳義』4冊、慶応4年。重野安繹訳述『和訳万国公法』3冊、明治3年。

また英文原文からの和訳も出ている。瓜生三寅訳述『交道起源』(一名万国公法全書)1冊、慶応4年。大築拙蔵訳『万国公法』2冊、明治8年(第4巻第1章のみの訳)。大築拙蔵訳『万国公法』1冊、明治15年(全訳)。

以上から、当時の日本人の『万国公法』に対する関心の高さがうかがえる。なお「交道」も international law の訳語のひとつであったことが知られる。

また一足早く1862年、オランダに留学し、フィセリングに法学と経済学を学んでいた西周(当時、西周助)が66年に帰国し、開成所で国際法の講義を行うなかで、1868年に西周助『畢洒林氏 万国公法』を出版し

たこともマーチン『万国公法』の波紋のひとつといえるであろう。

マーチンの『万国公法』によって、「権利」や「義務」といった新しい用語が日本人の間に普及したとされ¹²⁾(これは中国にも伝わった)、また維新政府が制定した政体書がもっとも依拠したのが『万国公法』第一卷第二章第二十四節のアメリカ国制の説明として引用されたアメリカ合衆国憲法に多く拠っているとの指摘がある¹³⁾。これらは『万国公法』が法学書としてだけではない多様な読まれ方をされていたことを示している。

では、日本が当時、『万国公法』という著作を通じて「万国公法」(国際法)をどのように受容したのか、が次の問題になる¹⁴⁾。このことについてはつとに、尾佐竹猛は人々が万国公法を「万国に通じる純理」や「一種の形而上学的な規範」として受容したと述べる¹⁵⁾。また吉野作造は「わが国近代史における政治意識の発生」(1927年)論文において、「万国公法」を「天地の大道」、いわば性法(自然法)として受容したというものである。この吉野の見解は大きな影響力をもち、大平善悟をはじめ追随する者が多く出て、とりわけ大平は日本人が「万国公法」というネーミングもあって自然法としての万国公法を受容することになったことを強調した¹⁶⁾。

しかしこれに対しては、田岡良一「西周助『万国公法』」『国際法外交雑誌』(71巻1号、1972年)が反論を加えており、『万国公法』にみえる実定法的な個所(先占の原則、西『万国公法』第二卷第六章。無差別戦争の原則、同第三卷第一章。領事裁判制度、同第四卷第六章など)を西周が正確に理解し翻訳していることを捉え、自然法ではなく実定法として受け入れたとした。今日ではこの田岡の見解が妥当であるとみなされている。

その後、日本においては「国際法」という学問分野が成立し、「万国公法」に代わって国際法という語が普及することになる。そのきっかけは、穂積ほづみ陳重のぶしげ(1855-1926)によれば¹⁷⁾、箕作麟祥みつくりんしょう(1846-1897)が明治6年(1873年)にウールジー(T. Woolsey)の *Introduction to the Study of International Law* (1860)を翻訳した時に『国際法一名万国公法』と名付けたのにはじまるという。その後、東京大学で明治14年(1881年)に学科改正が行われ、国際法の名称が採用され、国際法という語の普及に拍車がかかった。しかし、日本において国際法の研究は概して低調であったとみなせる。それは、条約改正にあたり民法の調査・研究に箕作麟祥ら学者たちの精力が注がれたこともその一因である。

四 中国での『万国公法』の受容の問題

アヘン戦争にはじまる中国をめぐる一連の事件は中国がけっして世界にそびえたつ「帝国」ではないことを中国の知識人に知らせることになる。中国人の「国際認識」に変化が生じたわけである。これについては既存の研究があり、そのなかでも王爾敏が「十九世紀中国国際観念之演変」において詳細な事例とともに分析を加えている¹⁸⁾。王爾敏によれば、春秋戦国時代の「列国並立」の比喩を用いて、当時の世界情勢を説明することはいわば「流行」していたとみなせる。馮桂芬、王韜、黄遵憲、鄭観応、薛福成など枚挙にいとまがないが、その語り口はほぼ同じでバリエーションに乏しい。彼らのなかに「公法」への言及が断片的にはあったとしても体系的なものとは言えなかった。「万国公法」と関連させて春秋戦国時代の各国の角逐を論じているものは1、2の例外(宋育仁については後述)を除いて存在しないように見える。

そのような状況下で、マーチンは1884年に同文館より『中国古世公法略論』を出版している。それは万国公法が「性法」(自然法)であると強調し、それは春秋戦国時代の国家間の角逐のなかにすでに存在するとしたものである。マーチン曰く、「中国の公法は、つとに封建の初めに寓し、春秋の世に顕著になった¹⁹⁾」。いわゆる「附会論」である。

このマーチンの立場に対してはおおむね二つの見解が存在する。王中江の整理によれば²⁰⁾、佐藤慎一はマーチンの『中国古世公法論略』によって万国公法は中国人にとってもともと自らのものであったと証明したとする。これに対して、汪暉は、マーチンの意図は欧州の中国に対する強制を合法化しようとするものであったとみなす。

しかし、「西学」の導入にあたって春秋戦国時代に何らかの淵源を求めた議論は、「西学中源論」などともいわれ、中国の知識人にとって珍しいものではない。またマーチンに欧米の「帝国主義的」な意図のみを見出すのは一面的な理解であろうと思われるが、マーチンが *Elements of International Law* (『国際法原理』) を『万国公法』と意識して翻訳出版したことにながしかの意味を見出すことは可能であろう。この訳を田岡良一は「正確な訳語ではない」と批判したが、ジャン・ジャンは「漢文の語感や語彙の含みから評価すれば、むしろ上手な訳語である²¹⁾」とする。マーチン自身は、「この書に収録した条例は、万国公法と名づけた。けだし、

諸国の通行にかかわるものは、一国が私を得ることができることではない。また各国の律例と相似していたことから万国律令とも言っていた²²⁾」という。マーチンはあくまでも「公法」として中国に紹介しているのである。

梁啓超はその12年後に『西学書目表』(1896年)のなかで次のように『中国古世公法略論』に言及している。

「『中国古世公法論略』はマーチンの得意の書物である。しかし、西洋人が中国の故事を語るなのであるから、大方これを見て笑わぬ者が少ない。中国が封建の世において、諸国が並立し、公法の学が大に行われたことは、ギリシアに劣らない。もし博雅の君子がのちにこれを補えば大著になるのであろう。西政で中国の古世に合致するものは多く、公法のみに限られないのである。²³⁾」

ここからまず読み取れるのは、マーチンが中国古代に材料をとって「附会」を行った際の彼の古代中国理解の浅さを中国知識人に指摘されたということである。それゆえマーチンの著作は中国人の間で説得力を持たなかったであろう。しかし、梁啓超も言うように、中国の封建時代において「公法の学」が行われたとみなすことについて異論はなく、この点についてはマーチンと共通している。

実際、日清戦争以降になるとマーチンの『中国古世公法論略』は多くの叢書や「百科全書²⁴⁾」の類に収録されるようになる²⁵⁾。春秋時代に「万国公法」が存在したという宋育仁の「公法」(『采風記』巻5、1895年に収録)や朱克敬「公法十一篇」などである。朱克敬「公法十一篇」はマーチン『万国公法』を要約、解説したものである。

宋育仁は言う。「『礼』と『春秋』はすなわち真に万国公法である。……丁韪良は中国書を略読し、公法が『春秋』から来ており、『左伝』を刺取していることを知り、中国古時公法一卷を著した。しかし、古典の引用にあたって經典に習熟しておらず、その一斑をうかがうことができるだけであった。」

当時の「変法派」はすでに万国公法を「公理」として受け入れていた。たとえば、唐才常は「公法通議」には、「丁韪良は中国にながく住んでいるが、かれらの公法の心旨がわが教と同源であると洞察した。その性法は春秋の守経の学であり、その例法は春秋の達権の学であり、ついに中国古世公法考をあらわし、経伝数条を引用しこれを証明した。その誼例は十分であるとはいいがたいが、中国は春秋において公法の萌芽が芽生えたので

ある。」とある。

また、梁啓超が湖南学政の徐仁鏞のために代作したといわれる『猶軒今語』の一節には、「西洋人のフーゴ・グロチウス等は、無位無官の身でありながら公法の学を創り、万国がこの公法を遵守している。思うに『春秋』という書物は、孔子が定めた「万世の公法」なのである。……西洋の政治家は、必ずことごとく公理公法の学に根拠を求め、これを統治の基本原則としている。『春秋』は公理公法の折衷であって、学問をする者は必ずまず『春秋』に通じなくてはならない。そのうえで、現実への応用が可能となる。」(『翼教叢編』巻四)

孔子を「公法の学」を創ったグロチウスにたとえ、『春秋』を「公理公法の折衷」であるという。

五 日本の「国際法」と中国への「逆輸入」

20世紀初頭、当時の日本の国際法の「大家」たちの著作が先を争って翻訳、紹介されている²⁶⁾。この時期、在日留学生の激増とそれに伴う日本語書籍の中国への洪水の如き紹介という状況があり、これは何も国際法に限ったことではない。しかし、ここで注目しなくてはならないのは、日清、日露戦争を契機に日本の学界における国際法研究にある種の転換が生じたことである。そのような転換が、1900年代初頭の中国における「東学」（日本における西洋学術）の流行を通じて、中国での国際法理解にながしかの影響を与えた可能性があることが指摘できる。

幕末から明治初年にかけて欧州で国際法を学び、それを日本に紹介したのは、西周、津田真道、箕作麟祥らであったが、彼らは条約改正のために外国法の翻訳に精力的に携わることになる。その後、専門的な国際法学者の養成が急務となり、1890年代には、有賀長雄、寺尾亨、高橋作衛、中村進午らの国際法専攻の法学者が登場する²⁷⁾。高橋自身が「明治年間に於ける国際法研究の発達せる経過を回顧して其の前後を比較すれば雲泥も啻ならざるものなり²⁸⁾」というように、日本における国際法研究の状況は質、量ともに一変するのである。それは1880年代から1890年代にかけ多くの渉外事件が発生し、国際法の研究がますます不可欠なものになったことと軌を一にしている。

その一人高橋作衛が国際法の研究を志したのは、1894年、日清戦争中

の高陞号撃沈事件がきっかけである。高陞号はロンドンの汽船航海会社所有の商船（イギリス国籍）で清国が傭船したものであったが、この高陞号を東郷平八郎が豊島沖で撃沈したという事件である。この事件でイギリス国民は国をあげて激怒したが、ケンブリッジ大学のウェストレーク教授とオックスフォード大学のホランド教授があえて世論に抗して中立的な国際法の立場から擁護を行った。これに感銘を受けた高橋はウェストレーク教授に師事することを決意した。イギリス留学後、高橋作衛は欧文、日文で多くの著作を発表し、日露戦争前年の1903年には『平時国際法』、1904年には『戦時国際法理先例論』を著した。

また日清戦争中には、有賀長雄と高橋作衛が戦時国際法の専門家として従軍し、日本が戦時国際法をいかに遵守しているかを国際社会に知らしめる役割を担った。それは国際法を遵守する意思と能力をもつ文明国であるとアピールする必要があったからである。有賀は1896年に仏文で『国際法の見地から見たる日清戦争』を、高橋は1903年に英文で『日清戦争中の国際法事例』を出版した。

有賀は同書の日本語版『日清戦役国際法論』（1896年）で自ら次のようには言う。「本書の目的は日清戦役に於て敵は戦律を無視したるにも拘らず我軍は文明交戦の条規に準拠したる詳細の事実を欧州の国際法学者に伝へんとするに在り、本書は独り事実の詳細を彼れに伝へたるのみならず、又戦律の尊奉は人性に基く義務にして敵に対する義務に非ず故に敵は之を無視すとも我れは戦勝妨げなき限り之を尊奉する義務ありと認めたることを述へ以て日本の理論は却て一步欧州当今の実際の上に出つることを弁論したり」

前述のマーチン『中国古世公法論略』（1885年）は翌年の1886年にすでに『支那古代万国公法』の題名で訓点をつけられ、東京の明法志林社から翻刻されている。この『支那古代万国公法』を下敷きにして、国際法学者の中村進午は1894年に、「春秋戦国ノ国際法ヲ述ベテ支那ノ国際法ニ従ハザル可カラザル所以ヲ論ズ」（『国家学会雑誌』八卷九十二号、九十三号）を発表した。そこで、中村はマーチンの議論に同意を示し、国際法はかつて中国に実在したのだから、国際法がキリスト教国家間のみ行われるからといって中国が国際法の拘束を免れようとすることはできないとして、中国の戦時国際法違反を非難した。

ここからみてとれるのは、国際法がけっして西洋キリスト教世界に固有

のものではないこと、中国をはじめとする東アジアの「伝統」のなかにも存在するものであること、そして日本や中国も国際法を遵守するメンバーであるべきであるとする主張である。その背後には、前述のように日本が国際法を遵守する意思と能力をもつ文明国であるとアピールする必要があった。その際に、「万国公法」を『春秋』に「附会」したマーチンの『中国古世公法論略』が日本でも復活していることに注目したい。そのような傾向は、戦後日本の国際法学者入江啓四郎『中国古典と国際法』（成文堂、1966年）にも続いている。入江は国家間の紛争に際して、『春秋』における礼と非礼、有道と無道の比喩から解決方法を説明している²⁹⁾。

中国で「万国公法」について春秋の比喩を用いるのは、1900年代の日本からの法学の翻訳著作が増えるにつれ、徐々に目立つようになり、民国になると国際法の解説に当たって春秋戦国時代の比喩を用いることはむしろ普通になっていく。春秋戦国時代の「国際法」について言及した書物として、藍光策『春秋公法比義發微』（清末）、劉人熙『春秋公法内伝』（民初）、張心澈『春秋国際公法』（1924年版）、徐伝保『国際法与古代中国』（法文1926年）、同『先秦国際法之遺迹』（中国科学公司印刷1931年版）、陳顧遠『中国国際法溯源』（1931年初版、台湾商務印書館1973年版）、洪鈞培『春秋国際法』（1937年初版、台湾中華書局1974年新版）、最近のものでは、孫玉榮『古代中国国際法研究』（中国政法大学出版社、1999年版）などがある³⁰⁾。

六 20世紀初頭の日本法学の中国への「翻訳」

丸山真男の発言を紹介したい。「ぼくは『訳義』の第二巻第二章、英文ではパートIIのCHAPTER IIにあたるところをみたんですが、これは国際私法なのね。英文では、ちがった国家の民法及び刑法についての紛争を決定するルールを集めたものは国際私法と呼ばれて、これを国際公法、つまり国家間の関係を規律する国際公法と区別している（第八版）、というふうに出てくる。ところが、ここが『訳義』では完全に略されている。これは private international law つまり「国際私法」ということの意味がわからなかったと思う。これと「区別する」のが、public international law でしょう。こちらがいわゆる「万国公法」なんだ。国際私法もいっしょにまとめて『万国公法』と訳したこと自身がおもしろいのね。³¹⁾

ここでいう『訳義』は、明治元年（1868年）の堤穀士郎訳『万国公法訳義』のことで、マーチンの『万国公法』を和訳したもので、英文原文は参照していないようである。

日本において「万国公法」が「国際公法」と「国際私法」のふたつのものでして認識されるようになるのは、おそらく日清戦争後である。そのような訳語の変化は、日本における国際法に対する認識の変化と並行しているとの指摘は注目に値する³²⁾。

「万国公法」においては普遍的な規範としての側面が強かったが、「国際公法」となると国家関係を規律する実定法的な側面が強くなる。日清戦争以降、「戦時国際法」と含め、日本に求められていた国際法の知識がまさしくそのようなものであったのである。さらに義和団、日露戦争など列強の侵略に際し、中国においても国際法の知識が急務となる。そこで日本での実定法を主にした国際法の論著を精力的に翻訳紹介するとともに、日本における「国際公法」理論を吸収した。

そのようななかで国家の締結した条約を遵守する姿勢が重要視されてきたのである。そのような姿勢はいわば「文明国」であればかならず備えているものであり、そのような「国際法」を遵守できる「文明国」のメンバーになることが、何よりも不平等条約の改定や列強の在華利権の回復につながると思ったのである。

七 排外と国際法

日露戦争後、『民報』に拠る革命派と『新民叢報』に拠る立憲派の論戦が行われた。

その際の主要な論点は立憲か革命かであったが、立憲派の側からの批判に、いま中国に革命を起こせば、中国が混乱に陥り、ますます列強の干渉をまねくというものがあつた。

このような梁啓超を中心とする立憲派の批判に対して反論を行ったのが、中国同盟会の主要メンバーの一人であった胡漢民による「排外と国際法」（『民報』第4号、1906年から連載）である。

胡漢民は、「革命軍の行動が国際法に合致している」必要性を強く説く。国際法に合致する行動とは、革命軍が紀律厳正に行動して外国人の生命や財産にいささかも危害を加えないということ、清朝政府が列強と交わした

条約や債務を尊重し、継承する態度を明らかにすることを指す。このような行動を革命軍が自発的にとることによって、梁啓超が危惧するような列国の干渉を回避することが可能であると考えた。

もっともこのような胡漢民の主張は、帝国主義列強の侵略的な性格を見落とし、帝国主義に対する盲目的な信頼を述べたものにすぎないとして、後世の歴史家の評価は芳しくないようである³³⁾。

ただここで注目すべきは「文明の排外」を主張する梁啓超と胡漢民の議論の共通の根拠である。この両者は「革命」に対する態度では対極にありながら、ともに「文明」を基準にし「国際法」の遵守を求めているのである。ここでいう「文明」とは何も抽象的な基準ではない。「国際法」が適用されるメンバーの一員として必要な「文明基準」(the standard of civilization)なのである³⁴⁾。

ここに『万国公法』の受容以来、中国と日本が到達した「国際法」受容の一つの局面を見出すことができるであろう。『万国公法』は東アジア諸国に単線的に「浸透」していったのではけっしてないのである。

注

- 1) 東アジア近代史学会の『東アジア近代史』第二号(1999年、東アジアにおける万国公法の受容と適用)、第三号(2000年、アジアにおける近代国際法の「特集」に収められた諸論文。川島真「中国における万国公法の受容と適用」(同第二号)、同「中国における万国公法の受容と適用・再考」(同第三号)が万国公法をめぐる論点を整理している。
- 2) ジャニン・ジャン(張嘉寧)『『万国公法』成立事情と翻訳問題——その中国語訳と和訳をめぐって』、『日本近代思想大系15 翻訳の思想』岩波書店、1991年。国際法に関する翻訳用語の問題については、王健『溝通兩個世界的法律意義——晚清西方法的輸入与法律新詞初探』中国政法大学出版社、2001年。
- 3) 王爾敏「十九世紀中国国際観念之演變」、『中国近代思想史論統集』社会科学文献出版社、2005年。佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会、1996年。田濤『国際法輸入与晚清中国』済南出版社、2001年。汪暉『現代中国思想的興起』三聯書店、2004年。蔣廷黻「国際公法輸入中国起始」、国立清華大学政治学会『政治学報』1933年6月。劉禾「普遍性的歴史建構——〈万国公法〉与19世紀国際法的流通」(陳燕谷訳)、『視界』第一輯、河北教育出版社、2000年。王中江『近代中国思维方式演變的趨勢』四川人民

『万国公法』の運命

- 出版社、2008年7月11日。
- 4) 李貴連「近代中国法の变革と日本の影響」、池田温・劉俊文〔編〕『日中文化交流史叢書〔2〕法律制度』大修館書店、1997年。
 - 5) 『同治朝籌弁夷務始末』卷二十七、25-26頁。『新編原典中国近代思想史2 万国公法の時代』（岩波書店、2010年）23頁の総理衙門「万国律例の刊行を要請する上奏文」（岡本隆司訳）。
 - 6) 井上勝生「万国公法」、田中彰編『日本近代思想大系1 開国』岩波書店、1991年、474-475頁。
 - 7) ジョナサン・スペンス『中国を変えた西洋人顧問』講談社、1975年、第五章「マーチンとフライヤー——ランプの芯切り」、164頁。
 - 8) 『万国公法』上海書店出版社、2002年、4頁。
 - 9) マーチンの自伝 W. A. P. Martin, *A Cycle of Cathay*, New York, 1896. 中国語訳は、[美] 丁韋良『花甲憶記——一位美国伝教士眼中的晚清帝国』（広西師範大学出版社、2004年）が存在し、多くの研究者がこれに依拠している。
 - 10) 増田渉「日中文化関係史の一面」、『西学東漸と中国事情』岩波書店、5頁。
 - 11) 吉野作造「わが国近代史における政治意識の発生」、三谷太一郎編『吉野作造論集』中公文庫、1975年、284-286頁。
 - 12) 「箕作麟祥君伝」、『日本近代思想大系15 翻訳の思想』岩波書店、1991年、306頁。
 - 13) 稲田正次『明治憲法成立史』上、有斐閣、1960年、22-34、210-231頁。
 - 14) 丸山真男・加藤周一『翻訳と日本の近代』岩波新書、1998年。ジャン・ジャン（張嘉寧）『『万国公法』成立事情と翻訳問題——その中国語訳と和訳をめぐる』、『日本近代思想大系15 翻訳の思想』岩波書店。
 - 15) 尾佐竹猛『維新前後における立憲思想』、『国際法より観たる幕末外交物語』文化生活研究会、1926年、22頁。
 - 16) 大平善梧「国際法学の移入と性法論」、『一橋論叢』第二巻第四号、1938年。
 - 17) 穂積陳重「国際法」、『法窓夜話』岩波書店、1980年（原書は1916年）。
 - 18) 王爾敏、前掲論文「十九世紀中国国際観念之演變」、97頁。
 - 19) 丁韋良『中国古世公法略論』、王健編『西法東漸』中国政法大学出版社、2001年、33頁。
 - 20) 王中江、154頁。
 - 21) ジャン・ジャン（張嘉寧）、391頁。
 - 22) 尾佐武猛『近世日本の国際観念の発達』共立社、1932年、32-33頁。
 - 23) 梁啓超「読西学書法」、夏曉紅編『飲水室合集・集外文』下冊、北京大学出版社、2005年。
 - 24) 清末民初の「百科全書」については、鐘少華の一連の研究「清末百科全書初探」、『中国文化研究所学報』18巻、1987年、「清末百科全書新探」、『同』

- 21巻、1990年、など。
- 25) 林学忠「日清戦争以降中国における国際法の受容過程」、『東アジア地域研究』第二号、1995年、55頁。
- 26) 清末法制改革と日本の法学者の著作や学説との影響関係に関する史料は近年少しずつではあるが、公刊が進んでいる。史洪智編『日本法学博士与近代中国資料輯要1898-1919』上海人民出版社、2014年等。
- 27) 野澤基恭「日本における近代国際法の受容と適用——高橋作衛と近代国際法」、『東アジア近代史』第三号、2000年。一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』日本国際問題研究所、1973年。水府太郎「日本の国際法学者」、『外交』第二巻四号、第五号、1916年。
- 28) 高橋作衛「明治時代における国際法研究の発達」、『法学協会雑誌』第30巻10号、1912年、33頁。
- 29) 同書の序(2頁)で「春秋は、礼と非礼、有道と無道の別を立てて、内治、外交上の実践規範を明らかにする。国家の種類と等級、領土の得喪、君位の争奪と承認問題、内乱鎮定、その他国内秩序の維持と回復にたいする協力、諸国使節の地位、国内干渉、政治犯罪人の処理、居中調停、仲裁、国際経済協力、条約遵守の原則、強圧された意思の効力、さては集団的安全保障、集団的制裁、攻守同盟、戦争など、凡そ国際関係に生起する万般の案件が綴られている。まことにそれは国際法的事実と理論の叢原である。」という。
- 30) 王中江、159頁。
- 31) 丸山真男・加藤周一『翻訳と日本の近代』123頁。
- 32) 林学忠「日清戦争以降中国における国際法受容過程——特に国際法関係の翻訳と著作をめぐる」、『東アジア地域研究』2号、1995年7月。
- 33) 周聿峨・陳紅民『胡漢民』広東人民出版社、1994年、41頁。
- 34) 山内進「明治国家における「文明」と国際法」、『一橋論叢』115巻1号、1996年。